

ガバナンス

内部通報制度



フリーランス
保護新法に対応

取締役会の実効性評価と
重点課題対応



100%

全社リスクマネジメント強化のため
リスク管理委員会・
コンプライアンス委員会を統合



マテリアリティ10 コンプライアンスの徹底	122
コンプライアンス	123
マテリアリティ11 コーポレート・ガバナンスの強化	127
コーポレート・ガバナンス	128
マテリアリティ12 リスクマネジメントの強化	131
リスクマネジメント	132
情報資産とサイバーセキュリティのリスクマネジメント	134

マテリアリティ10

コンプライアンスの徹底



企業を取り巻くグローバルな社会情勢は急速に変化し続けていますが、企業倫理、法令遵守を徹底し、企業の社会的責任を果たしていく点に変わりはありません。ニコングループでは、基本に忠実に業務を行い、誠実に判断・行動するための指針「ニコン行動規範」を定めています。日々の業務活動において常にコンプライアンスの重要性をしっかりと認識し、適切に判断し行動できるよう、継続して「ニコン行動規範」の浸透を図っています。

活動方針

- ニコン行動規範
- ニコン贈収賄防止方針

体制

- リスク・コンプライアンス委員会

● 指標と目標

自己評価：○達成、△一部未達成、計画変更

指標	目標（達成年度）	2024年度計画（アクションプラン）	2024年度実績	自己評価	2025年度計画（アクションプラン）
コンプライアンス意識の定着*	95%以上（2025年度）	- グローバル法務・コンプライアンス体制の整備 - 行動規範の改定版の展開と浸透策の見直し - 浸透度や課題を把握するため、意識調査の実施	2024年4月に行動規範を改定し、海外を含め教育活動を実施 - それまで複数の組織に分かれていたコンプライアンス機能を統合したコンプライアンス部を同年10月に設置し、グローバルベース、グループベースのコンプライアンス体制を整備 - 意識調査は内容・時期を再検討し、2025年度にグローバルで実施予定	△	- 行動規範の浸透 - 浸透度や課題を把握するため、意識調査の実施
内部通報制度の認知度*	95%以上（2025年度）	内部通報制度（報告相談制度）の認知向上活動（国内は「組織の長その他幹部」に関係する公益通報事案を取り扱う外部窓口、およびフリーランス保護新法への対応を含む）	- フリーランス保護新法に係る相談窓口の周知活動を実施（利用対象者にフリーランスを追加、会報等にて周知） - 内部通報制度の認知向上をコンプライアンス委員会における役員向けセミナーで実施	○	内部通報制度（報告相談制度）の認知向上活動（国内は「組織の長その他幹部」に関係する公益通報事案を取り扱う外部窓口への対応を含む）

* ニコングループ意識調査により確認。

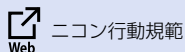
コンプライアンス

基本的な考え方

ニコングループは、「信頼と創造」という企業理念のもと、一人ひとりが誠実・公正に行動することが、事業の根幹につながると考えています。そこで、グループの社会的責任に対する基本姿勢と、そこで働くすべての役員・従業員が高い倫理観をもって良識ある行動をとるための規準を示す「ニコン行動規範」を制定しています。

この行動規範では、人権の尊重や健全な職場環境はもとより、事業活動における「贈収賄と腐敗防止」「取引先との関係や社会的責任」「公正な競争・取引」「輸出入管理」「納税」など、日々の業務において考えられ得るあらゆる事項に対し、ニコングループの一員としてのとるべき行動を定めています。

そして、この行動規範の遵守を実践していくため、ありたい姿として「コンプライアンス違反の発生ゼロ」を掲げ、ニコングループで働く一人ひとりに行動規範を浸透させるための取り組みを進めていきます。



戦略

リスク

重大なコンプライアンス違反の発生は、ステークホルダーからの信頼失墜やブランドの毀損につながります。

機会

国際的なガイドラインを踏まえた倫理的で誠実な行動に基づいた日々の業務活動は、ステークホルダーからの信頼を維持し、事業の継続を安定させます。また、健全な職場環境がもたらされることで、職場全体の倫理観や従業員一人ひとりのパフォーマンスの向上が見込まれます。これらのことは、中期経営計画の全社方針「[ソリューション提供]強化」を支えていく顧客視点をより高めていくことにもつながります。

戦略

ありたい姿として掲げた「コンプライアンス違反の発生ゼロ」をめざし、以下に取り組んでいます。

- すべての従業員に「ニコン行動規範」を浸透させるための施策、および教育や研修を継続して行っていきます。この行動規範は、ステークホルダーの要請、社会課題の動向、ニコングループの事業活動に照らして、定期的に見直しを行っていきます。
- 報告相談窓口の認知度を高め、従業員が利用しやすい環境を醸成し、法律やコンプライアンスに抵触する行動の早期発見を図り、適切に解決していきます。
- 各国・各地域の文化、慣習、法規制に沿って対応する体制を構築し、運営していきます。

ガバナンス

コンプライアンス委員会

ニコングループでは、ガバナンスやリスク管理強化の観点から、リスク管理委員会の傘下に「コンプライアンス委員会」を設置しています。ニコンの執行役員である経営管理本部長が委員長を務め、贈収賄防止など、コンプライアンス推進上の重点課題に関する施策を審議・決定しています。この審議・決定事項は、リスク管理委員会に報告されます。

2025年4月以降は、リスク管理委員会と統合した「リスク・コンプライアンス委員会」に改称し、コンプライアンスリスクも全社リスク管理の一環として審議しています。

● 2024年度のコンプライアンス委員会での主な議題

- 2024年度活動報告
- コンプライアンス・懲戒事案の状況
- 2025年度活動方針

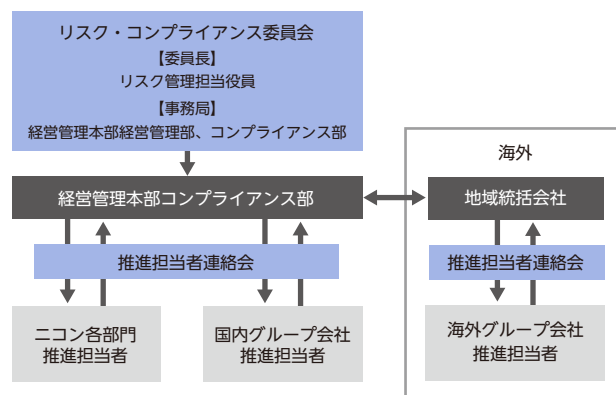
国内・海外への推進

国内では、コンプライアンス部が、ニコン各部門および国内グループ各社のコンプライアンス推進担当者と連携し、連絡会の開催などを行っています。また、海外では、各国・各地域の文化、慣習、法規制に沿った取り組みを行うため、地域統括会社のコンプライアンス担当部門と海外グループ会社のコンプライアンス担当者が連携する体制を構築しています。なお、コンプライアンス部と地域統括会

社のコンプライアンス部門は情報共有を図るとともに、グループ全体への周知・教育活動を協働して行っています。

コーポレート・ガバナンス体制図 [→p.129](#)

● コンプライアンス推進体制図(2025年4月1日現在)



リスク管理

コンプライアンスに関わるリスクは、従業員意識調査や、報告相談制度からあがった会社の課題、その改善の要否や運用状況などから抽出・把握しています。それらのリスクは、コンプライアンス委員会の事務局を中心に、各種課題と関係する部門と検討(要注視案件の設定や、再発防止策の検討)を行っています。

なお、ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

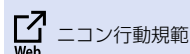
主な取り組み

「ニコン行動規範」遵守の徹底

従業員一人ひとりがコンプライアンスの考え方を深く理解し、実践する具体的な規程が「ニコン行動規範」です。

ニコングループでは、行動規範の遵守を徹底するため、ニコンの部相当組織の責任者以上およびグループ会社の社長が、毎年、各担当組織における遵守に責任を持つことを宣誓しています。

行動規範は、15言語に翻訳して外部に公開するとともに、社内のイントラネットに掲載するなど、全従業員が誰でも必要なときに参照できるようにしています。また、定期的に行っているコンプライアンス教育において、行動規範を参照するプロセスを入れることで、その浸透を図っています。2024年度は、ポスター掲示、用語集やQ&A集の作成等を実施し、行動規範の社内周知・理解浸透を図りました。



報告相談制度(倫理ホットライン)

ニコングループでは、ニコン行動規範の違反、または潜在的な違反に関する通報に対応するため、この行動規範に報告相談制度について定めるとともに、ニコンおよび国内外の全グループ会社において報告相談制度を設けています。コンプライアンス部が国内の内部相談窓口を担当するとともに、海外の報告相談制度に対する助言や、海外から本社へのエスカレーション対応を担っています。そして、全従業員が閲覧可能な行動規範の解説文書やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

業員が閲覧可能な行動規範の解説文書やその教育の中で、本制度の従業員への周知に努めています。

日本では、国内ニコングループ(非連結グループ会社を含む)統一の報告相談制度として、「倫理ホットライン」を設置しています。倫理ホットラインは、内部窓口と専門業者による外部窓口を設けています。外部窓口では、年末年始を除く毎日利用が可能です。また、国内においては、2022年6月1日の改正公益通報者保護法の施行以降、「組織の長その他幹部」に関係する通報事案を取り扱う法律事務所による外部窓口を増設し、常勤監査等委員が対応しています。

海外では、原則、各グループ会社が専門業者による外部窓口をそれぞれ設置し、24時間365日、現地の言語での利用が可能な運用をしています。加えて、欧州・アジアでは、自社内部窓口を設置しています。

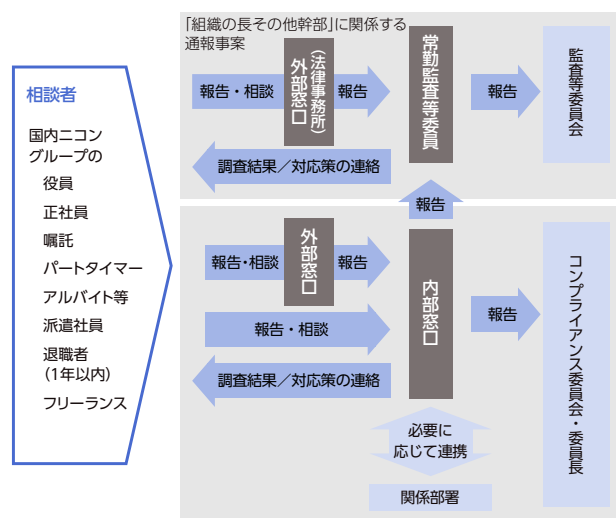
通報・相談は、匿名でも可能です。行動規範の違反行為や潜在的な違反が報告された場合は、速やかに事実を調査し、解決策および再発防止策を講じています。調査は、原則として相談者および関係者から情報を収集し、客観的に問題を把握します。その上で、関係部門と連携して解決を図り、必要に応じてフォローアップを行います。対応にあたっては、守秘義務の徹底、プライバシーの保護、匿名性の確保や相談による不利益の防止など、人権に配慮して運営しています。

2024年度の報告相談制度の利用件数は、ニコングループ全体で293件でした。雇用・労働・職場環境に関する案件が最も多く270件で、そのうち差別・ハラスメントに関する案件が119件でした。なお、利益相反やインサイダー取引に関する案件はありませんでした。

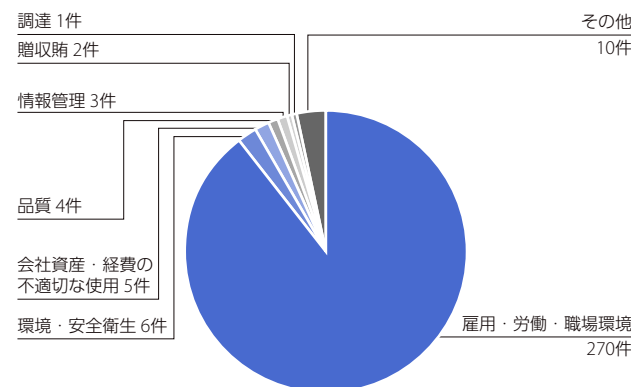
本報告相談制度が正しく機能しているか、倫理ホットラ

インを運営する事務局は、規程に基づく体制の整備および運用状況等についてコンプライアンス委員会に定期的に報告しています。また、海外の運用状況についても、本委員会に報告しています。

● 報告相談制度(国内)の流れ



● 2024年度の報告相談制度利用実績(相談内容)



※国内・海外の相談内容の合計値。相談者が複数通報する場合はそれぞれカウントしている。

グループの役員・従業員へのコンプライアンス教育

ニコングループでは、経営トップから従業員一人ひとりに至るまでコンプライアンスを浸透させることをめざしています。

2025年3月開催のコンプライアンス委員会では、ニコン常勤役員を含む委員を対象に、コンプライアンス部門長がコンプライアンスセミナーを開催しました。セミナーでは、社内発生した事案などをベースに経営層への注意点や求められる具体的対応などを説明しました。

従業員には、集合研修やeラーニングを利用した教育を実施しています。国内ニコングループにおいて、2024年度は、行動規範改定、贈収賄防止、不正のトライアングルなどの教育を各部門・各社のコンプライアンス推進担当者を通

じて実施しました。海外グループ会社においては、地域統括会社が主導し、行動規範の教育・浸透活動を継続的に実施しています。2024年度は、贈収賄防止と競争法違反防止の教育を全地域で実施したほか、各地域にて状況に応じた教育を実施しました。

このほか、四半期ごとに発行するニコングループの全従業員に向けたサステナビリティのニュースレターの中で、世界で注目されているコンプライアンス関連のニュースを題材にして、ニコングループのコンプライアンスの考え方を解説しています。

グローバルな意識調査の実施(モニタリング)

ニコングループでは、1年あるいは2年に一度、ニコンおよび国内外のグループ会社の従業員を対象に、意識調査によるモニタリングを実施しています。これにより、従業員へのコンプライアンス意識の浸透度や報告相談制度への信頼度、行動規範教育の展開状況などを把握し、推進活動の改善に反映しています。

2024年度は意識調査を実施しませんでした。2025年度にはグローバルでの意識調査を実施し、調査結果について2023年同様の報告をリスク・コンプライアンス委員会を行う予定です。また、ニコンの各部門およびグループ各社に調査結果をフィードバックすることで、各部門および各社が改善に取り組めるようにする予定です。このような意識調査によって、ニコングループでは、事業活動を行うすべての地域においてコンプライアンス推進のPDCAサイクルを確立していく予定です。

贈収賄防止

ニコングループでは、贈収賄防止へのコミットメントを社内外に発信するため、経営委員会の承認のもと「ニコン贈収賄防止方針」を制定しています。この方針を遵守するため、コンプライアンス部が統括し、海外の地域統括会社を中心となり、地域ごとの「贈収賄防止ガイドライン」を策定しています。これらのガイドラインには、方針を遵守するために必要となる接待・贈答、寄付などに関するビジネス上の考え方、注意点、実務手続きなどが、地域の特性を反映し、まとめられています。

具体的には、公務員に関連する支出などは、書面による申請・承認手続きを徹底し、ファシリテーションペイメントは原則禁止としています。また、仲介業者などの第三者との取引開始時、ニコン贈収賄防止方針を周知し、契約においては、贈収賄禁止に関する条項を定めることを原則としています。

コンプライアンス部と海外の地域統括会社は、贈収賄防止に関する手続きの周知や教育を継続的に実施しています。また、ニコングループ各社では、毎期末、自主点検シートにより贈収賄防止ガイドラインの運用状況を確認し、翌期の改善につなげています。

2024年度、日本国内では、上期に各職場で行うコンプライアンス教育の選択課題として大学・研究機関職員への接待・贈答の注意点を取り上げ、違法行為の未然防止を図りました。また、米州、欧州、韓国および香港の海外グループ各社においては、贈収賄防止に関する教育を実施しました。なお、ニコングループでは、2024年度において贈収賄防止関連法令違反の事例は生じていません。



ニコン贈収賄防止方針

競争法違反防止

ニコングループでは、「ニコン行動規範」の中に「公正な競争・取引」を掲げています。各国の競争法などを遵守した公正な競争・取引を行うことを基本姿勢としています。

競争法の遵守は国際社会において強く求められており、厳格な取り組みの継続が必要です。ニコングループでは、毎年継続して教育を実施することで、グループ全体への遵法意識の浸透・定着、および競争法違反の防止に努めています。

競争法教育の展開

ニコングループでは、各国の法令に沿った競争法教育を展開するため、グローバルな教育体制を構築しています。具体的には、グループ全体の競争法教育の旗振り役をニコンのコンプライアンス部が担当し、国内ニコングループの教育も同部が担当しています。海外においては、各法務拠点および各グループ会社が、必要に応じて現地法律事務所の協力を得た上で、教育資料を作成し教育を実施しています。

2024年度においても、前年度に引き続き、国内ニコングループではeラーニングを実施し、海外においては各社の事業内容から想定されるリスクを踏まえた教育を実施しました。

不正行為への対応

ニコングループでは、就業規則や「ニコン行動規範」に違反する行為があった場合には、事実関係を調査した上で、社内規則に則って厳正な処分を行っています。

2024年度のニコングループにおける不正行為などに基づく重大な懲戒処分は、1件でした。これは海外グループ会社の従業員による取引先からの金銭不正受給によるもので、主要当事者(3名)および関係する当事者(3名)への処分が行われました。差別やハラスメントに関する重大な懲戒処分は0件です。

なお、ニコンでは、不正行為の再発防止のため、ニュースレターやeラーニングなどを通じて、継続的な従業員教育を行っています。